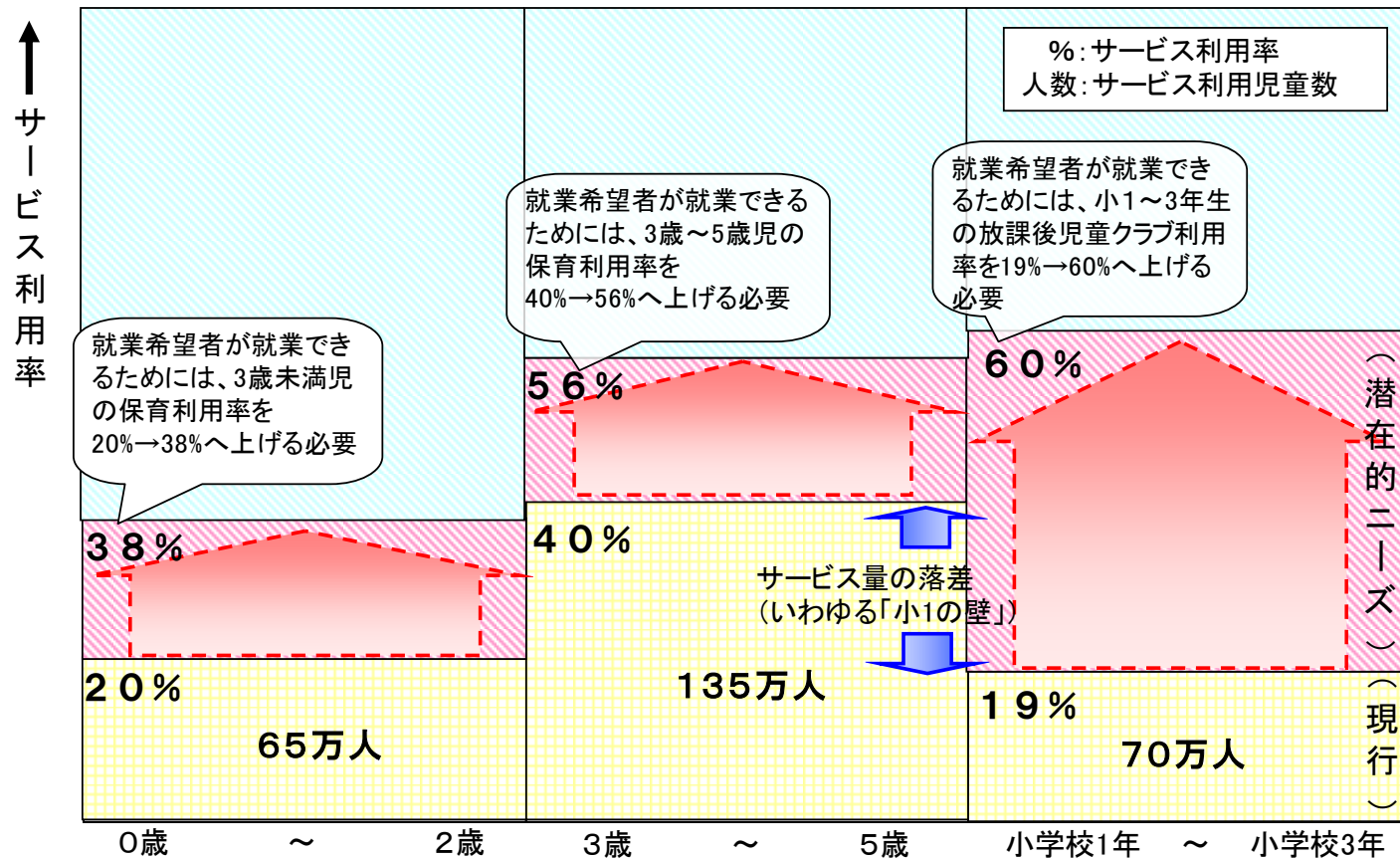


女性の就業希望を実現するために必要なサービス量(新待機児童ゼロ作戦)



※ <新待機児童ゼロ作戦に基づくニーズ調査の分析等に関する調査研究事業<調査結果>(抜粋)>  
放課後児童クラブについて(2)参考資料 P16参照

### 3. 量的拡大について(1)

#### 【第一次報告抜粋】

- 放課後児童クラブについては、保護者が働いている間など、子どもが安全に安心して過ごせる生活の場として、子どもを預かり、健全な育成を図る事業であり、就学前の保育と並んで、小学校就学期の両立支援系のサービスとして不可欠なものであり、地域格差を生じさせることなく、全国的に実施していくべきである。都市部に限らず地方も含め、就学前の保育から切れ目のないサービス利用が可能となるよう、質の確保を図りながら、低学年を中心としつつも小学校全期を対象として量的拡大を図っていくことが重要であり、このような観点から、新たな制度体系において位置づけていく必要がある。
- 量的拡大を図っていく上では、まず、場所の確保が欠かせない。特に、小学校は、移動時の事故等の問題もなく安全・安心であり、校庭などで他の子どもたちなどと触れあうこともでき、引き続き、その積極的活用を図っていく必要がある。

#### ◇ 提供量の抜本的拡充を図るための具体的制度設計を検討するに当たって二つの側面

- ① 放課後児童クラブの基盤整備をどのように進めるか。  
その際に、場所の確保、予算、人材確保などの事情によって基盤整備が抑制されることのないような仕組みとして、どのようなものが適当か。
- ② 上記のような事情によりサービスが抑制されることなく、潜在需要も含め、個々のニーズに対応した提供が保障される給付の仕組みとして、どのようなものが適当か。

### 3. 量的拡大について

#### (2) 基盤整備について

◇ 現行の放課後児童クラブについては、その実施自体が自治体の努力義務に止まっているが、自治体に対して、事業の実施に係る何らかの責務を課す必要はないか。

◇ 放課後児童クラブに係る基盤整備のために考えられる仕組み

- ① 自治体に対し、放課後児童クラブを必要とする子ども数を勘案し、整備計画等を策定し、それに基づき基盤整備を行う、提供体制確保責務を法律上課す仕組み
- ② 客観的に一定の基準を満たす事業者については、給付の対象とする仕組み

#### <①についての論点>

介護保険制度など他制度においても採られている仕組みであり、一定の効果は期待できると考えられる一方で、現在の放課後児童クラブの実施状況を踏まえれば、提供体制確保責務を法律上課すことのみをもって、スピード感のある量的拡大を図ることができるか。

#### <②についての論点>

現行においては、公立公営が4割強、公設民営が4割弱となっている。また、民営において行われている主体については、社会福祉法人、運営委員会(保護者や地域住民等により構成される組織が運営を行うもの)が中心となっている。さらに、その事業の性格から、その実施場所は学校内が約5割となっている。このような現状を踏まえると、②のような仕組みで量的拡大を図ることができるか。

◇ 基盤整備を図っていく上で、場所の確保が課題となるが、保護者のニーズにおいては学校での実施を望む声が多くなっている。一方で、サービスを受けるのは子どもであり、子どもの健全育成(様々な遊び、体験をすることができるようにする)の観点から、子どもが学校において継続して過ごすことについてどのように考えるか。

### 3. 量的拡大について

#### (3) 提供の保障について

○ 現行、放課後児童クラブは、市区町村の事業(又は委託事業等)として実施されている。

- ◇ 新たな制度体系においては、個々人に対応する給付を行う仕組みも考えられるが、その場合、市区町村が放課後児童クラブに係る給付の必要性・量を判断し、それに基づいて放課後児童クラブに係るサービスを受けることができる仕組みが想定される。
- ◇ 一方で、放課後児童クラブの利用は放課後を中心として行われるものであり、利用日数、利用時間、年齢により求められるサービスの内容等が異なり、柔軟な利用を前提に置くことが適当であること、現行制度において、個々の子どもに対し、市町村が個別に判断してサービスを提供する取扱になっていないことについて、どう考えるか。

## 4. 質の確保について

### (1) 人員配置基準等

#### 【第一次報告抜粋】

○ 子どもが良好な環境の下、放課後の時間を過ごせるようにしていくべきこと、障害児の利用にも積極的に対応していく必要が高まってきていること、現在の国の補助基準額とクラブ運営に係る費用の実態とに乖離があるという指摘などを踏まえ、サービスの質の維持・向上を図っていく必要があり、財源の確保と併せ、そのための基準の要否、そのあり方、担保の方法を検討していくべきである。

#### <現行制度>

- ・運営基準(サービスを実施するに当たっての遵守事項など)、人員配置基準(責任者の配置、子どもを管理する単位(ユニット)の設定を含む。)、設備基準、運営基準についてはなし。
- ・ガイドラインにおいて、実施内容、クラブ規模、開所日、開所時間、子ども一人あたりの面積等を提示。

◇ 放課後児童クラブについては、一定の質を確保していくことを前提とする必要があり、一定の基準を設定する必要があるのではないか。

＜基準の要否、具体的内容を設定する際の留意点＞

- ・ 子どもの安全を確保することが必要であること
- ・ 子どもの健全育成の観点から、安全な居場所づくりにとどまらない多様な活動メニューの提供等、その事業内容の充実が求められていること
- ・ 放課後児童クラブは、放課後、土曜日、長期休暇中と、長時間を過ごす生活の場を提供することをその主眼としていること。また、養育基盤の弱い子どもや障害児も利用が想定されること
- ・ 指導員がサービスの責任者も兼ねながら担い手になっている実状もあること
- ・ 我が国では、クラブの大規模化が問題となっているが、諸外国では、放課後児童対策について、一定のグループ単位や人員基準を設けている例が多いこと
- ・ 保護者との関わり、学校教育、保育園、幼稚園、地域等との連携等、運営上の遵守事項も検討が必要なこと

＜基準設定に当たっての現状からの留意点＞

- ・ 実施場所は学校内が約5割となっており、設備基準等の内容によっては、ハードルの高いものとなる可能性があること
- ・ 都市部と地方とで、子どもを取り巻く環境、活用可能な社会資源、就労状況等に差異があり、放課後児童クラブに求められる内容が異なると考えられること
- ・ 現状において多様な運営形態があるが、これらを提供主体として確保していく必要があること、また、自治体間においても差異が生じていることが想定されること

○ 放課後児童クラブの人員配置等の実態について十分把握しながら、具体的な基準設定の検討を行う必要がある。